

地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る 報告書の改訂について（案）

平成30年3月●●日
地方独立行政法人会計基準等研究会

1 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容

平成29年に成立した地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の一部が改正された。この改正の一部は、平成26年の独立行政法人通則法の改正と同様、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入として、会計監査人の調査権限等の明確化等を行うためのものであり、従来規定されていなかった会計監査人の子法人に対する調査権、役員の不正行為等に関する監事への報告義務及び会計監査人の損害賠償責任等の規定が新たに設けられた。これらを踏まえ、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「地方独立行政法人の監査基準」という。）において、会計監査人の権限、義務及び責任等に関する記述を修正した。

また、法第34条の改正に伴い、従来3つに区分して表明することとされていた財務諸表等に対する監査結果を、「財務諸表に対する監査意見」及び「利益処分案、事業報告書及び決算報告書に対する報告」の2つに区分して表明することとした。

その他、申請等関係事務処理法人制度の創設等に伴い、所要の改訂を行った。

なお、法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人については、「設立団体」とあるのは、必要に応じ「設立団体及び関係市町村」と読み替えるものとする。

2 適用時期

改訂後の地方独立行政法人の監査基準は、改正法が施行される平成30年4月1日から適用する。